

2013年12月定例会 議案質疑（133号）

○議長（山内 寛） 次に、16番 櫻井 周議員の発言を許します。——
—櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） それでは、議長により発言の許可をいただきましたので、議案第133号について質疑をさせていただきます。

先ほどの指定管理者の指定に関する質疑と同じ内容でございますが、まず、過去の実施分についての評価についてお伺いをいたします。

これまで8年間指定管理を実施してきたわけでございますが、どのような成果が上がりましてでしょうか。また、直営、委託と比較して何がよかったのか、御説明お願いいたします。

次に、今回の募集についてお尋ねをいたします。

今回も1者応募でございました。5年前も1者の応募でございました。公募したものについては、より多くの応募者を得て、多くの提案の中から最善のものを選択をするということの意味を先ほども申し上げましたけれども、今回、この1者しか応募がなかった、その理由について、また、これで競争性が確保できているのかについてもお尋ねをいたします。

次に、先ほど来、上原議員から質問のございました自治体議員の兼業禁止規定との関係についてお尋ねをいたします。

地方自治法92条の2におきましては、議員の兼業禁止についての規定がございます。その中では、まず、地方自治法92条の2の立法趣旨についてお尋ねをいたします。指定管理業者については、地方自治法92条の2の中の請負というのに該当するかしらないかというのが一つのポイントになっておるかと思えますけれども、決算書を見ますと委託料という項目が上がっておりまして、委託料を支払っていると。委託料を支払っているんだから、指定管理も委託と同じではないのかというふうにも感じられるところがございます。また、この最後、業者を選定する際には、普通の一般工事の入札であれば価格で競争入札をするということで、一円でも安い業者を最後はとるということになるわけでございますが、すなわち数字でばしっと白黒がはっきりすると。ところが、この指定管理の選定においては、価格評価以外の部分についても相当部分あって、しかも数字では図れない部分があるということで、より難しい選定過程があるということを経験すれば、指定管理のほうがより厳しく考えるべきというふうにも思うところがございます。

伊丹市では、指定管理は行政処分であり、請負に含まれないという答弁、先ほども上原議員に対してしてございましたけれども、そのような裁判例はありますか。

一方で、指定管理の募集に当たっては、議員の兼業を禁止している規定を設

けている自治体はふえているということ、先ほど上原議員からも指摘があったところでございます。近隣自治体では、指定管理業者の募集に当たって、議員の兼職問題をどのように取り扱っていますでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（山内 寛） 教育委員会事務局、田中生涯学習部長。

○番外（教育委員会事務局生涯学習部長田中裕之）（登壇） 私からは、伊丹市立ローラースケート場の指定管理者の指定について、数点の御質問にお答えいたします。

伊丹市立ローラースケート場は、平成18年度に指定管理者制度を導入しており、今年度で8年目となります。本施設を直営または委託ではなく指定管理者制度を導入した成果につきましては、利用者の増加が上げられます。当該施設は屋外施設でありますことから、利用者数の増減は夏季が猛暑であった年や、冬季の寒さが厳しい年では利用者が減少することがございます。一方で、終末に好天の日が多ければ利用者増につながるなど、気候や天候に大きく左右されることから、一概に比較することはできませんが、指定管理者制度を導入する前年の平成17年度の利用者が1万5098人であったのに対し、指定管理者制度を導入の平成18年度から24年度までの7年間の利用者数の平均は約1万8920人であり、25%程度増加しております。このことは、指定管理者の持つ経験やノウハウを活用し、利用者に対するサービスの向上を図ることができた成果があらわれているものだと考えております。

次に、直営または委託と比較して何がよかったのかとの御質問でございますが、さきにも述べましたとおり、一つは、利用者がふえたこと、2つ目は、指定管理者が持つノウハウや経験に基づき市民ニーズを的確に捉えた教室やイベントを開催することにより、教室参加者の中から海外や全国レベルで開催される大会に出場し好成績を上げる選手を輩出することができたことです。

次に、1者しか応募がなかった理由についてですが、ローラースケート場は、ローラースケートという比較的特殊な種目に特化した施設であること、そしてその管理運営にはローラースケートに関する一定の知識や経験が必要であるため、市が施設の管理運営上必要な事項を定めた仕様書の選定基準をクリアするのは困難と判断され、その施設の管理運営を行う民間企業や団体等に敬遠されたのではないかと考えております。

次に、1者しか応募がなかったが競争性は確保されているのかという御質問でございますが、1者しか応募がなかった場合、その提案内容等を比較する対象がないため、選定委員会において、確かに競争という行為は発生しませんが、公募で指定管理者を募集する場合、応募しようとする民間企業や団体等は、みずから指定候補者として採用されるために、その施設の設置目的を効果的に

2013年12月定例会 議案質疑（133号）

達成できるよう工夫を凝らした事業内容や経費節減を考慮した収支計画書の作成に努めますので、競争性は確保できるものと考えております。

○議長（山内 寛） 榊村総合政策部長。

○番外（総合政策部長榊村一弘）（登壇） 私からは、指定管理者の募集方法について数点の御質問にお答えいたします。

まず、地方自治法第92条の2の立法趣旨は何かとの御質問でございますが、地方自治法第92条の2の規定は、昭和31年の地方自治法改正の際に追加された条文でございます。地方議会の議員につきましても、地方自治体の長などと同様に地方自治体に対する請負を禁止するものでございます。その趣旨でございますが、市議会の議決事項には、地方自治法の規定により重要な契約や財産の取得等が含まれておりますが、これらの議決に議会の議員が参与することにより、直接、間接に事務執行に関与することとなることから、本条の規定は議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するために、地方自治体の長などと同様に議会の議員が当該自治体との間において請負関係に立つことを禁止しようとするものでございます。

また、地方自治法第92条の2に規定する請負の意義については、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約するという民法上の請負に限らず、広く業務として行われる経済的ないし営利的な取引契約を全て含むものと解釈しておりますが、公の施設の指定管理は、指定という行政処分によって生じるものでございますので、市と指定管理者の関係は取引契約には当たらず、したがって、請負にも該当しないと理解いたしております。

次に、指定管理は行政処分であり、請負に含まれないと判示した裁判例はあのかとの御質問でございますが、そのような裁判例はいまだ出ていないと認識しております。

次に、指定管理者制度における議員の兼職問題につきまして、他の自治体の例についてでございますが、全国的には、指定管理の指定の手續条例において規定をしている自治体も見受けられますが、阪神7市1町ではございませんでした。しかしながら、三田市におかれては、募集要項において、本市の市議会議員、その配偶者もしくは同居の親族またはこれらの者が実質的に経営に携わる団体である場合は欠格事項といたしてございまして、また、西宮市におかれては、指定管理者制度運用指針におきまして、施設の公正な管理運営を担保するために、団体またはその代表者等が応募できないものとして、議員が地方自治法第92条の2に規定する役員等である場合を上げているところでございます。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

2013年12月定例会 議案質疑（133号）

○16番（櫻井 周）（登壇） まず、公募にかかわらず、1者しかなかったことについてお尋ねをいたします。

この件、先ほどの答弁では、ローラースケート場という特殊性があつて、それで1者しかなかったのではないかという趣旨の御答弁がありました。8年前の募集のときには3者応募がございました。3者の中で一番高い値段の業者が指定管理を受けたわけですが、その後は、5年前は1者しかなかった、今回も1者しかなかったというのが端的な事実でございます。やはり募集する側の努力の仕方が足りないのではないかというふうにも思うところですが、この募集が複数ちゃんと集まるようにどのような努力をされているのでしょうか。

○議長（山内 寛） 田中生涯学習部長。

○番外（教育委員会事務局生涯学習部長田中裕之）（登壇） 私から、伊丹市立ローラースケート場の指定管理者の募集方法についての御質問にお答えいたします。

ローラースケート場の指定管理者を公募していることの広報活動でございますが、他の施設と同様、市ホームページのトップページに掲載するとともに、市広報紙にも掲載し、市内外に広くPRに努めております。

○議長（山内 寛） 櫻井議員。

○16番（櫻井 周）（登壇） 先ほど上原議員からも質問ございましたけれども、近隣自治体、先ほど答弁にもありましたとおり、西宮市、三田市等では募集に当たって募集要項で議員の兼職は認めないような取り扱いをしていると。たしか兵庫県もそのように取り扱っているものと認識しております。このように、指定管理の募集に当たって議員の兼職禁止を規定している自治体がふえているという流れ。これは市民から見て、より信頼される行政執行を確保するためにも、やはり必要なことだということが各自治体において広まっていることのあるわけではないのかなというふうにも思うところがございますが、伊丹市としてどのように捉えていられるのか教えていただけますでしょうか。

○議長（山内 寛） 市長。

○番外（市長藤原保幸）（登壇） 私から、指定管理者の募集に当たりましての議員の兼職禁止との関係につきまして、本市の見解としてお答え申し上げます。

先ほどの部長答弁でもありましたように、指定管理者の欠格事由に係る他市の状況につきましては、私も承知しておるところでございますが、これらは、指定管理者の指定の議決でありますとか予算決算の審査等を行う立場の議員が指定管理者に深く関与するということを禁止するという趣旨かなと、「瓜田に履を納れず、李下に冠を正さず」と言われるわけですが、そういうことで

2013年12月定例会 議案質疑（133号）

あろうかと理解しております。しかしながら、一方で、法律上及び条例上は排除されていないというのは御案内のとおりでございます。その法律上、条例上認められているにもかかわらず、市長の判断により議員の兼職を禁止するということは、言い方をかえれば市長が議員の活動に制限を加えるということになるわけでございます。

一方、現在議会におかれましては、議会改革特別委員会におきまして、議員、議会のあり方、あるいは議会の基本条例等につきまして検討が進められているとお聞きしておるところでございます。私といたしましては、議員御指摘の議員の兼職禁止の規定を定めることにつきましては、議会の意見を踏まえて検討すべきものと考えておるところでございますので、御理解賜りたいと思います。